

日 薬 業 発 第 413 号
令 和 6 年 2 月 5 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼について

標記について、厚生労働省保険局長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

マイナ保険証利用促進のための医療機関・薬局への支援につきましては、令和5年12月4日付け日薬業発第307号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり医療機関・薬局等に対する利用促進支援施策の詳細が示されました。

また、賃上げ等に関する診療報酬改定及びマイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナーについても案内されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(オンラインセミナー概要)

日本薬剤師会との共同開催

- ・ 日時：令和6年2月16日（金）18時40分～19時40分
- ・ 方法：YouTubeでのライブ配信（後日アーカイブ配信予定）
- ・ 内容：賃上げ等に関する診療報酬改定及びマイナ保険証の利用促進について

(別添)

マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼について

(令和6年1月30日付け保発0130第3号、厚生労働省保険局長)

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼について

日頃より、厚生労働行政の推進にご協力いただき、御礼を申し上げます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤であり、医療現場においてマイナ保険証が定着することは、電子処方箋、電子カルテ情報、予防接種、公費負担医療等、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けて、前提となるものです。

先般、健康保険証を廃止する旨を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和 6 年 12 月 2 日とする政令が公布されました。これにより、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証の発行は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

については、本年 12 月の一部改正法の施行までの間に、できる限り多くの方々に医療現場で実際にマイナ保険証を使っていただきたいと思っております。これまで、医療機関・薬局等に対しては、利用促進に向けたご協力をお願いしてまいりましたが、今後は、これまで以上に徹底した取組が必要と考えております。

貴会におかれましては、何卒、上記の趣旨を踏まえ、会員等の方々に対して下記につき周知いただき、マイナ保険証の利用促進に向けた一層の積極的な取組にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医療機関・薬局等に対する利用促進支援施策等について

(1) 医療機関・薬局等に対する利用促進支援施策と利用実績のお知らせ

『「マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援(案)」について(周知依頼)』(令和 5 年 11 月 29 日付け事務連絡)でもお知らせしましたとおり、令和 5 年 11 月に成立した令和 5 年度補正予算において、①～③のマイナ保険証利用促進支援施策(別添「参考資料」P6～)が盛り込まれておりますので、これらの活用につきご検討をお願いいたします。

- ① マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)が一定以上増加した医療機関・薬局に対する、増加率・増加件数に応じた支援
- ② マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局に対する、顔認証付きカードリーダーの増設に対する支援

③ 再来受付機・レセプトコンピューター等の改修費用に対する支援

これら支援策については、利用率の増加や利用件数に応じて実施されることから、その活用の際には、各医療機関・薬局において、マイナ保険証の現状の利用率を把握いただくとともに、具体的な目標設定や関係職員間での情報共有、管理者の方による定期的な進捗管理などの実施が重要です。こうした取組に役立てていただけるよう、本年1月30日より順次、実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）から、毎月の利用実績（利用人数）を個別にお知らせすることとしておりますので、ご活用ください。

(2) 窓口対応やホームページ等の見直し

(1)の支援策をより有効にご活用いただくためにも、マイナ保険証の一層の利用促進に向け、是非、以下の①～③の取組の実施をお願いいたします。

なお、2月上旬からの診療報酬請求時のオンライン画面のポップアップにおいて、これらの取組状況について、アンケート調査を実施する予定ですので、ご協力いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

- ① 窓口での声掛け（「マイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちですか。」）
- ② 医療機関 HP の外来予約やリーフレット等の案内の記載の更新等（具体的な内容については、2.をご参照ください。）
- ③ チラシ、ポスター等の院内配布・掲示

各医療機関・薬局に対しては、12月より順次、支払基金からポスターを送付済です。また、厚生労働省ホームページでは、窓口や院内掲示等に活用可能な周知媒体を掲載しておりますので、こちらもご活用ください。（参考資料P2）

2. 医療機関 HP の外来予約やリーフレット等の案内の記載の更新等について

各医療機関等のホームページやリーフレット等の周知物において、持参を要するものとして、「健康保険証」のみ記載されている事例が相当数見受けられます。については、各医療機関等において周知物の内容をご確認いただき、健康保険証のみとの記載となっているような場合には、「マイナンバーカード（マイナ保険証）又は健康保険証」として、マイナ保険証の持参を促すよう、更新をお願いいたします。

また、「限度額認定証」の持参を促す記載事例もしばしば見受けられますが、マイナ保険証を使用すれば限度額認定証は不要となることから、「高額療養費制度の利用について、マイナンバーカード（マイナ保険証）で受診される場合には、『限度額認定証』は不要」との旨の記載に修正いただきますようお願いいたします。（参考資料P1）

さらに、厚生労働省が所管する法人の医療機関においては専用レーンの設置及び説明員の配置を進めているところです（参考資料P5）。外来患者数が多い医療機関においては、ぜひ、こうした取組も参考に、専用レーンの設置や説明員の配置といった取組をご検討いただきますようお願いいたします。

3. オンラインセミナーについて

(1) 2月開催予定のオンラインセミナーについて

令和6年度診療報酬改定の中で、医療関係者に対する賃上げの推進等やマイナ保険証の利用実績を一定程度有している等の保険医療機関・薬局への評価の新設が検討されております。

厚生労働省では、貴会のご協力のもと、賃上げ等に関する診療報酬改定及びマイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナーを、貴会との共催により以下の日程で開催する予定ですので、ご案内させていただきます。

[オンラインセミナー]

日本医師会との共同開催	: 2月15日(木) 18:00~19:00
日本歯科医師会との共同開催	: 2月22日(木) 13:00~14:00
日本薬剤師会との共同開催	: 2月16日(金) 18:40~19:40
四病院団体協議会・全国国民健康保険診療施設協議会との共同開催	: 2月16日(金) 17:00~18:10

(2) 実施済セミナーのアーカイブ配信について

実施済セミナーについても、以下のとおりアーカイブ配信を行っております(参考資料P4)ので、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、これらについては、厚生労働省ホームページの「オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html」からもご利用いただけます。

○ マイナンバーカードの保険証利用を推進するためのオンラインセミナー (YouTube・令和5年10月配信)

https://youtu.be/4QAkR_aemtc

・・・マイナ保険証の利用が多い医療機関からマイナ保険証のメリットと取組事例を紹介いただくとともに、カードリーダーの事業者からは、それぞれの機種ごとに、システムトラブル時の対応等について解説いただいています。

○ マイナ保険証利用促進支援策等について (令和5年12月配信)

<https://www.youtube.com/watch?v=Fpk7OLdPNdM>

・・・支援金や顔認証付カードリーダー増設支援等についてご説明しています。

○ マイナ保険証支援金セミナー&報酬改定のプチお知らせ (令和6年1月配信) <https://www.youtube.com/watch?v=ckMdwpbfnHs>

・・・支援金や顔認証付カードリーダー増設支援、報酬改定(賃上げ)等についてご説明しています。

(以上)

参考資料



(参考)各医療機関等のHPの記載イメージ

<Before>

ご来院時にご持参いただくもの

- 健康保険証
- 受給者証 (お持ちの方のみ)
- 紹介状
- お薬手帳



<After>

ご来院時にご持参いただくもの

- マイナンバーカード (又は健康保険証)
- 受給者証 (お持ちの方のみ)
- 紹介状
- お薬手帳



*高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。

*マイナ保険証を利用されない方は、健康保険証をご持参ください。
なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続きすることが可能です。(ご自身の「マイナポータル」からも手続き可能です。)

【入院手続き】

■入院の手続きに必要なもの (入退院受付で提出できるようにご準備ください)

- 入院申込書・身元引受書兼診療費等支払保証書
- 診察券
- 保険証 (入院中に変更等があった場合には入退院受付にお申し出ください)
- 限度額適用認定証等の医療券 (お持ちの方)

- マイナンバーカード (又は保険証)
- 限度額認定証等の医療券 (マイナンバーカードで受診される方は不要) (お持ちの方)

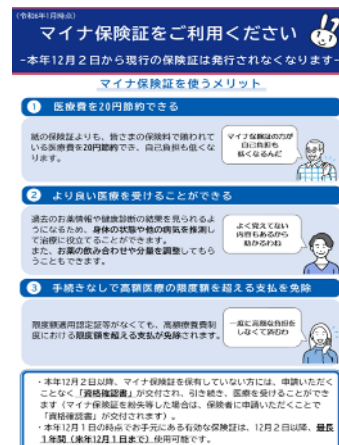
(参考)患者向け周知広報物のご紹介

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

こちらからご確認いただけます！



例) 周知ポスター



その他…

- 顔認証付きカードリーダーの使い方
- 初回利用者向け保険証利用申込案内
- マイナ保険証利用の患者向け説明資料
- 特定健診情報・薬剤情報・診療情報のご案内
- 限度額適用認定証のご案内 など

(参考) デジタル広告

マイナンバーカード「いま」と「これから」 (youtube.com)
<https://www.youtube.com/watch?v=N2HIIPjnobY>



マイナンバーカード「いま」と「これから」

マイナンバー 制度「報告」と「対策」 (youtube.com)
<https://www.youtube.com/watch?v=cPGselFiWxc>



マイナンバー 制度「報告」と「対策」

(参考) オンラインセミナー等のご紹介

▶ 厚生労働省では、各医療機関・薬局におけるマイナ保険証の利用促進に役立つ動画を多数ご用意しています。ぜひこちらでもご覧ください。

- **マイナンバーカードの保険証利用を推進するための オンラインセミナー(令和5年10月配信)**
[\(全保険医療機関・薬局向け\)マイナンバーカードの保険証利用を推進するためのオンラインセミナー - YouTube](#)
…マイナ保険証の利用促進の取組事例、顔認証等におけるシステムトラブル時の対応方法をご紹介します。
- **マイナ保険証利用促進支援策等について(令和5年12月配信)**
[マイナ保険証利用促進支援施策等について - YouTube](#)
…支援金や顔認証付カードリーダー増設支援等についてご説明しています。
- **マイナ保険証支援金セミナー & 報酬改定のプチお知らせ(令和6年1月配信)**
[マイナ保険証支援金セミナー & 診療報酬のプチお知らせ - YouTube](#)
…支援金や顔認証付カードリーダー増設支援、報酬改定(賃上げ)等についてご説明しています。

(参考)専用レーンを設置している医療機関の事例

東京医療センター

令和5年12月12日（火）マイナ保険証専用レーンの運用を開始



東京慈恵会医科大学附属病院

■マイナンバーカード専用会計レーン

- 会計時に患者の資格情報を確認。
- マイナンバーカード専用会計レーンを設けることで、会計時間、患者の待ち時間を短縮。



(マイナ保険証利用促進支援施策について)



2-1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

目的

医療機関等において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図ります。

概要

マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)^{※1}が、2023(R5)年10月から5%ポイント以上増加した医療機関等を対象に、支援を実施します。

※1は次頁参照

期間

2024(R6)年1月～11月

※前半期:2024(R6)年1月～5月(5ヶ月間) / 後半期: 2024(R6)年6月～11月(6ヶ月間)

支援内容

- 前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023(R5)年10月の利用率を比較し、次頁の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付^{※2}されます。

※2は次頁参照

2-1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

支援額

2023.10の利用率からの増加量	前半期(2024.1~5)支援単価	後半期(2024.6~11)支援単価
5%pt以上	20円/件	—
10%pt以上	40円/件	40円/件
20%pt以上	60円/件	60円/件
30%pt以上	80円/件	80円/件
40%pt以上	100円/件	100円/件
50%pt以上	120円/件	120円/件

支給計算・支払い

- ※ 1:利用率の算出：10月の利用率の場合
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023(R5)年11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」
- ※ 2:支援金の交付にあたり医療機関等からの実績報告などは不要です。社会保険診療報酬支払基金より年2回(前半期・後半期)交付します。また、今後、社会保険診療報酬支払基金より各医療機関等に対して、毎月のマイナ保険証の利用実績を通知([→11頁参照](#))する予定です。

マイナ保険証の利用実績の通知・利用率の目標設定等について

利用実績の通知

- **各医療機関等のマイナ保険証の利用実績について、1月から毎月個別に通知予定。**
→支援金の見込額を把握する際や利用率の目標を設定する際などに、ご活用ください。

マイナ保険証利用率の目標設定等

【公的医療機関等】

- 国所管団体が開設する公的医療機関等については、**令和6年5月末、11月末のマイナ保険証の利用率の目標設定と進捗管理をお願いいたします。**（目標設定済み）
- 厚生労働省所管団体（*）が開設する公的医療機関等においては、以下の対応をお願いいたします。
 - ① **マイナ保険証利用者のための専用レーン設定と担当者による声掛け・案内の実施**
 - マイナ保険証利用者のための専用レーンを設定し、担当者を当分の間配置し、マイナ保険証利用の働きかけや、カードリーダーの使用方法の案内、患者の方からの質問に対応。
 - ② 厚生労働省所管独法（NC、NHO、JCHO、JOHAS）については、**令和6年度の年度計画に具体的な数値を示して、利用率に係る目標を盛り込む**ようお願いいたします。

（*）国立高度専門医療研究センター（NC）各病院、独立行政法人国立病院機構（NHO）、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）、独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会

【その他の医療機関等】

- その他の医療機関等においても、上述の利用実績の通知をご活用いただき、**利用率の自主的な目標の設定**をお願いいたします。

※ 令和6年度診療報酬改定において、医療DXの推進体制について新たな評価を行う中で、利用実績に応じた評価を検討中

2-2. 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

目的

マイナ保険証利用件数が既に高い施設において、更なる向上を図るサポートをする

概要

2024(R6)年3月までのマイナ保険証の月間利用件数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の医療機関等を対象に、顔認証付きカードリーダー増設に要した費用を支援します。

期間

2023(R5)年11月11日以降に生じた増設に係る費用

支援内容

- 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の機関において、顔認証付きカードリーダーを増設した場合、増設に要した費用の一部が補助されます。
- 病院の場合、次ページに示す条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台分まで増設に要した費用の一部、病院以外の施設は、顔認証付きカードリーダー1台増設に要した費用の一部が補助されます。

2-2. 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

支援台数

病院	利用件数				
	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用の病院は1,500件以上に読み替え	2,000～2,499件 ※2台運用の病院は2,000件以上に読み替え	2,500件以上
1台の無償提供等を受けた病院	1台	2台	3台	—	—
2台の無償提供等を受けた病院	—	1台	2台	3台	—
3台の無償提供等を受けた病院	—	—	1台	2台	3台

※2023(R5)年4月以降に新規開設した医療機関・薬局においては、新規開設時に導入した台数が基準となります。

補助対象・補助率

「顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の購入費用、工事費」に要した費用総額の1/2が補助されます。補助には上限額が設定されていますので、以下をご確認ください。

<補助上限額>

病院	1台	2台	3台
		275,000円	450,000円

診療所 ・薬局	1台
	275,000円

3. 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

目的

マイナンバーカード一枚で受診できる医療機関・薬局の環境整備に対する支援

概要

再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

支援内容

- 現在でも、オンライン資格確認システムを導入いただければ、再来受付機等の改修によりマイナンバーカードを診察券としても利用することができます。
- また、医療費助成の受給者証についても、デジタル庁においてマイナンバーカードによる資格確認を実施するためのシステムを令和5年度中に構築予定であり、レセコン改修により対応可能となります(並行して参加自治体も拡大していきます。参加自治体の情報はデジタル庁HP等でも公表していきます。今後の参加意向などは各自治体にお問い合わせください。)
- これらの取組に必要な医療機関・薬局の再来受付機・レセコン等の改修について支援を実施します。
- 令和5年度補正予算案の閣議決定の翌日(2023(R5)年11月11日)以降に生じた改修に係る費用が対象です。令和6年度診療報酬改定に伴う改修機会にあわせて、是非、ご検討ください。

期間

2023(R5)年11月11日以降に生じた改修に係る費用

参考：診察券の一体化に対応した再来受付機（医療機関での導入事例）



デジタル庁HP

<https://www.youtube.com/shorts/jlTH-NUEEzM>

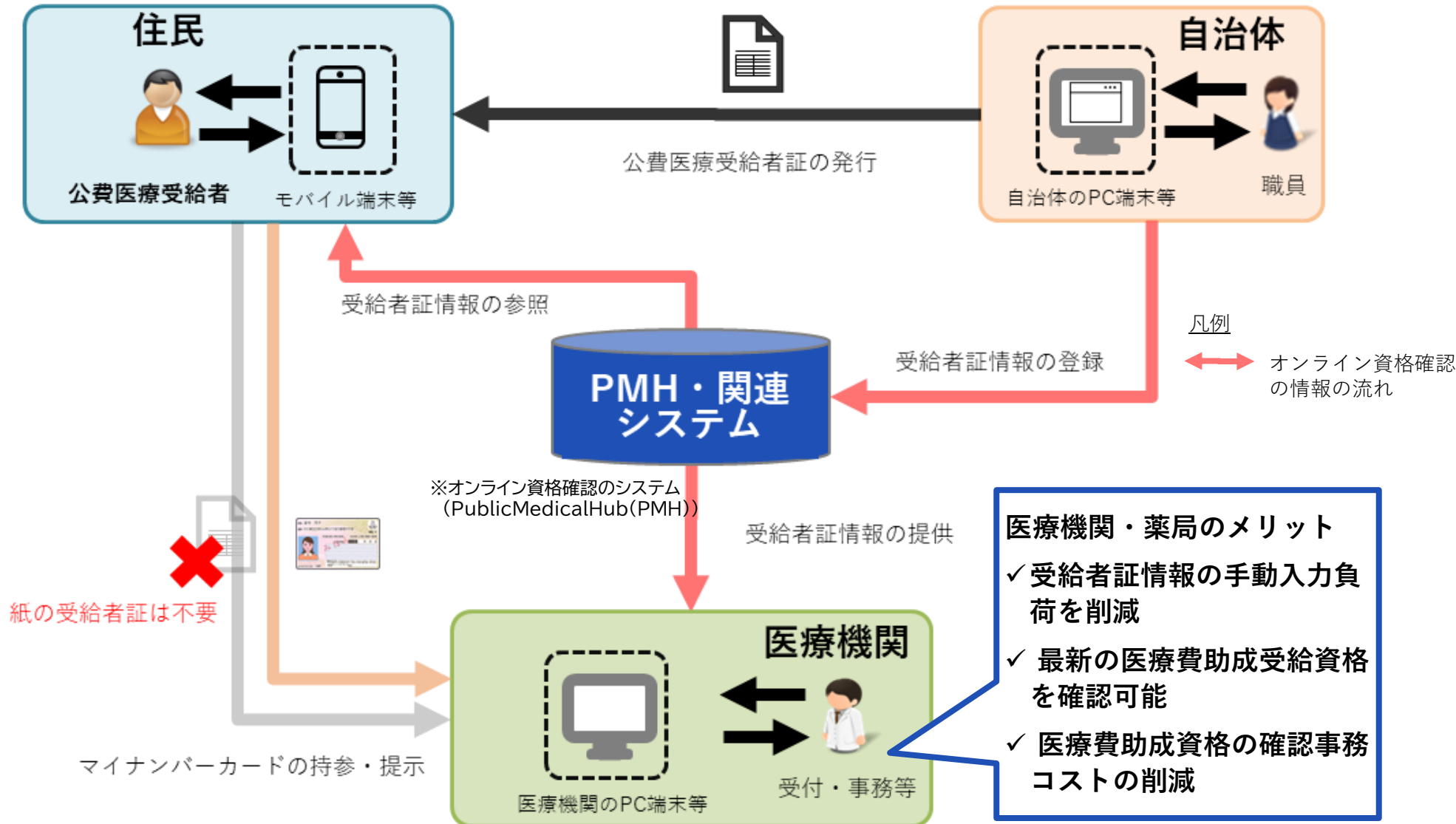
デジタル庁 ホーム 一般の方 行政・事業者の方 報道関係者の方 | Q 検索 Global Site ≡ メニュー

マイナンバーカードの健康保険証利用

- 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法
 - 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法 (YouTube) [☑](#)
 - 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法 (PDF/1,289KB)
- (2022年7月) マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
 - A3二つ折り版 (PDF/2,055KB)
 - A4三つ折り版 (PDF/1,355KB)
- (2022年7月) 利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！（A4サイズ） (PDF/2,197KB)
- (2023年3月) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！（A4サイズ） (PDF/2,202KB)
- オンライン資格確認に関する周知素材 [☑](#)
 - オンライン資格確認を実施する医療機関・薬局向けに「マイナ受付」のポスター・ステッカーのデータを掲載しています。
- 医療機関で、マイナンバーカードを診察券としても利用できます！（導入している病院の事例） (YouTube) [☑](#)



参考：医療費助成の受給者証のオンライン資格確認の実現方式とメリット



3. 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

支援内容

		受給者証 & 診察券の両方対応	受給者証のみ対応	診察券のみ対応 (診療所・病院)
診療所、薬局 (大型チェーン 薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)		5.4万円を上限に補助※2 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)		—
病院	① 再来受付機の 改修を含む	60.0万円を上限に補助※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)	—	60.0万円を上限に補助※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
	② 再来受付機が ない場合	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)		28.3万円を上限に補助※2 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

補助条件

※1: 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※2: 2023(R5)年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024(R6)年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)

(注) 2024(R6)年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請条件を満たしたこととする。

(よくある質問)



Q1. 同じ患者が複数回来院・利用した場合、その回数でカウントされますか？

A. 利用率を算定する際の利用件数については、
該当月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後)になります。
一方で、支援金を交付する際は、マイナンバーカードによる
のべ利用件数に支援単価を乗じることとなります。

※ 利用率の算出：10月の利用率の場合
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023年(R5)11月請求
分レセプト枚数(外来レセのみ)」

Q2. 2023(R5)年10月の利用率を基準とするということですが、
2023(R5)年11月に新規開設をした施設は対象外となるのでしょうか。

A. 対象になります。
2023(R5)年10月以降の新設保険医療機関等については、
2023(R5)年10月の平均利用率は0%として算出します。

Q1. 2023(R5)年12月に、既に増設を完了しました。
その費用について、遡って支援を受けることは可能でしょうか。

A. 可能です。
令和5年度補正予算の閣議決定日の翌日(2023(R5)年11月11日)以降に生じた増設に要した費用が支援の対象となります。

Q2. 2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までの期間内で、いずれかひと月でもマイナ保険証の月利用件数の総数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上であれば、対象ということでしょうか。

A. 対象になります。増設に要した費用の一部が補助されます。

Q1. 再来受付機等の改修の要件は、4-2、Q2の要件と同じですか。

A. お見込みのとおりです。

なお、4-2、Q2の要件を満たさない場合でも、「2023(R5)年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024(R6)年1月以降の平均利用率が5%以上増加※」という要件を満たしていれば、40.0万円を上限に補助されます。

※2024(R6)年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請条件を満たしたこととする。

Q2.

再来受付機等の改修の補助対象経費には、電子カルテや自動精算機など、診察券の一体化に関連して必要となる周辺システムの改修経費も含まれますか。

A.

お見込みのとおりです。

なお、再来受付機がない医療機関でも、顔認証端末によるマイナンバーカード対応で受付登録ができるよう、レセコンを改修すれば、補助の対象となります。